

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

| 告示 | ページ |
|--|-----|
| ○落札者の決定 (府有資産活用課) | 307 |
| ○京都府社寺等文化資料保全補助金交付要綱の一部改正 (文化政策室) | 〃 |
| ○文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (〃) | 308 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消し (障害者支援課) | 〃 |
| ○特定農業用ため池の指定 (中丹広域振興局) | 309 |
| ○基本測量の終了 (用地課) | 〃 |
| ○公共測量の終了 (〃) | 〃 |
| ○随意契約の相手方の決定 (公営企業管理事務所) | 310 |

| 公告 | |
|-----------------------------------|-----|
| ○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課、南丹広域振興局) | 310 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局) | 311 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 (南丹土木事務所、中丹東土木事務所) | 312 |
| 教育委員会 | |
| ○落札者の決定 | 〃 |
| 正誤 | |
| ○令和6年3月29日付け京都府公報第498号中 | 〃 |

告示

京都府告示第227号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年5月10日

京都府知事 西脇 隆俊

- 調達の名称及び数量
京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部府有資産活用課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和6年4月1日
- 落札者の名称及び所在地
日本エネルギー総合システム株式会社
高松市林町1964番地1
- 落札金額
144,395,088円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和5年11月7日

京都府告示第228号

京都府社寺等文化資料保全補助金交付要綱(昭和37年京都府告示第949号)の一部を次のように改正し、令和6年度分の補助金から適用する。

令和6年5月10日

京都府知事 西脇 隆俊

- 第1中「および」を「及び」に、「所有または」を「所有し、又は」に、「要綱」を「告示」に改める。
- 第2中「要綱」を「告示」に改める。
- 第5中「要綱」を「告示」に改め、第5第4号中「の判断できる」を「を判断することができる」に改め、第5に次の1項を加える。
- 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入

れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第6の見出し中「および」を「及び」に改め、第6中「交付」を「交付決定」に、「者」を「者(以下「補助事業者」という。)」に改め、第6に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。第7中「補助金の交付を受けた者」を「補助事業者」に改める。

第9中「要綱」を「告示」に改め、第9を第10とする。

第8ただし書中「、または」を「又は」に、「すみやか」を「速やか」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改め、第8を第9とし、第7の次に次のように加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱(平成21年京都府告示第480号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。))に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第6条中「要綱」を「告示」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。第8条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この告示は、令和6年5月10日から施行し、この告示による改正後の文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

京都府告示第229号

文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府告示第230号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の24第1項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 取 消 年 月 日 |
|-------------|------------|-----------------|----------------|---------------|
| 一般社団法人セイシェル | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービスセイシェル | 宇治市小倉町蓮池145の37 | 令 6. 4. 30 |



京都府告示第231号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 特定農業用ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地 | 指定の年月日 |
|-------------|--------------|-----------|
| 栢ノ木池 | 綾部市坊口町 | 令和6年3月29日 |



京都府告示第232号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和5年京都府告示第133号）が令和6年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都府全域

測量の地域
向日市全域



京都府告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第601号）が令和6年3月15日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都市西京区大枝西新林4丁目地区の一部

京都府告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第472号）が令和6年3月29日終了した旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府告示第235号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 調達の商品及び数量

- (1) 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式
- (2) 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府公営企業管理事務所
福知山市字石原1158

3 契約日

令和6年4月1日

4 契約の相手方の名称及び住所

関西電力株式会社
大阪市北区中之島三丁目6番16号

5 契約金額

(1) 55,864,974円

(2) 4,907,999円

6 契約の方法

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公 告

大原野土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|------------------|---------|
| 京都市西京区大原野北春日町590 | 齋藤 満 治 |
| 〃 〃 〃 南春日町475 | 小 原 喜 信 |
| 〃 〃 〃 〃 627 | 齋藤 宏 康 |
| 〃 〃 〃 上里北ノ町671 | 上 田 英 和 |

| | |
|-------------------|---------|
| 京都市西京区大原野上里北ノ町687 | 長谷川 清 嗣 |
| 〃 〃 〃 石見町281 | 松 浪 秀 樹 |
| 〃 〃 〃 上羽町97 | 仲 谷 敏 夫 |
| 〃 〃 〃 〃 274 | 小 畑 勝 義 |
| 〃 〃 〃 灰方町904 | 長 尾 修 |
| 〃 〃 〃 石作町1055 | 森 上 勘 一 |
| 〃 〃 〃 〃 461の2 | 佐 野 昌 弘 |
| 〃 〃 〃 小塩町390 | 長谷川 隆 |
| 〃 〃 〃 外畑町253 | 畑 孝 二 |

(2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------------------|---------|
| 京都市西京区大原野北春日町786 | 横 井 與志男 |
| 〃 〃 〃 石見町367 | 齋 藤 英 雄 |
| 〃 〃 〃 灰方町481 | 小 田 芳 弘 |
| 〃 〃 〃 小塩町187 | 上 田 博 |
| 長岡京市馬場1丁目4の4 グランデール21 102 | 大 西 均 |

2 退任役員

(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|------------------|---------|
| 京都市西京区大原野北春日町967 | 齋 藤 悟 |
| 〃 〃 〃 〃 525 | 齋 藤 治 喜 |
| 〃 〃 〃 南春日町921 | 近 藤 登志夫 |
| 〃 〃 〃 上里南ノ町269 | 上 田 三 継 |
| 〃 〃 〃 石見町281 | 松 浪 秀 樹 |
| 〃 〃 〃 〃 367 | 齋 藤 英 雄 |
| 〃 〃 〃 上羽町80 | 福 井 勝 博 |
| 〃 〃 〃 灰方町481 | 小 田 芳 弘 |
| 〃 〃 〃 〃 716 | 井 上 喜 安 |
| 〃 〃 〃 石作町1027 | 森 清 |
| 〃 〃 〃 小塩町390 | 長谷川 隆 |

| | |
|-----------------|-------|
| 京都市西京区大原野小塩町187 | 上 田 博 |
| 〃 〃 〃 外畑町253 | 畑 孝 二 |

(2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|------------------|---------|
| 京都市西京区大原野南春日町759 | 畑 勝 久 |
| 〃 〃 〃 上里北ノ町919 | 高 塚 義 秀 |
| 〃 〃 〃 上羽町300 | 林 利 夫 |
| 〃 〃 〃 石作町99 | 田 中 祥 史 |



南丹市園部町大西井堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|----------------------------|---------|
| 南丹市園部町船岡午房畦29 | 木 下 茂 生 |
| 〃 〃 〃 〃 33 | 河 村 陸 男 |
| 〃 〃 〃 小前田 7 | 田 中 正 市 |
| 〃 〃 〃 松尾38 | 平 田 洋 一 |
| 〃 〃 〃 木崎町下ヲサ16の6 シュテルン201号 | 内 藤 稔 |
| 〃 〃 〃 川端 7 | 前 田 良 一 |
| 〃 〃 〃 千妻後巻43 | 崎 山 敏 和 |
| 〃 〃 〃 新堂岡田21の4 | 山 下 昌 一 |
| 〃 〃 〃 曾我谷大屋17の1 | 井 尻 敏 哉 |
| 〃 〃 〃 内林町東畑26の2 | 吉 見 有 正 |
| 〃 〃 〃 〃 〃 17 | 寺 尾 義 延 |
| 城陽市市辺柿木原50の16 | 内 藤 万 敬 |

(2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|-------------------|---------|
| 南丹市園部町船岡長畑36 | 高 屋 信 幸 |
| 〃 〃 〃 曾我谷下土井24 | 桐 野 峰 生 |
| 〃 〃 〃 小山西町柿ノ木谷9の8 | 山 下 秋 則 |

2 退任役員

(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------------|---------|
| 南丹市園部町船岡午房畦16 | 垣 村 重 美 |
| 〃 〃 〃 内林町東畑17 | 寺 尾 義 延 |
| 〃 〃 〃 船岡松尾42 | 平 田 敏 郎 |
| 〃 〃 〃 〃 小前田32 | 中 西 康 之 |
| 〃 〃 〃 〃 柳瀬40の2 | 中 嶋 信 行 |
| 〃 〃 〃 〃 明石12 | 西 田 忠 明 |
| 〃 〃 〃 〃 馬場26 | 野 口 智 生 |
| 〃 〃 〃 〃 新堂岡田21の4 | 山 下 昌 一 |
| 〃 〃 〃 〃 千妻東前12 | 崎 山 康 治 |
| 〃 〃 〃 〃 曾我谷下中ソネ10の1 | 井 尻 泰 之 |
| 〃 〃 〃 〃 木崎町川端 7 | 前 田 良 一 |
| 〃 〃 〃 〃 内林町東畑26の2 | 吉 見 有 正 |

(2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------------|---------|
| 南丹市園部町船岡市場17 | 佐 野 章 三 |
| 〃 〃 〃 〃 千妻東前20 | 崎 山 豊 |
| 〃 〃 〃 〃 小山西町柿ノ木谷9の8 | 山 下 秋 則 |



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市神田堰土地改良区の定款の変更を令和6年4月23日認可した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市寅天堰土地改良区の定款の変更を令和6年4月23日認可した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町木崎町下ヲサ9の1、9の2の一部、9の3から9の5まで
(関連区域)
南丹市園部町木崎町下ヲサ9の2の一部、18の2の一部、18の3の一部、48の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三島郡島本町広瀬二丁目11の21
田口 厚子
茨木市沢良宜西一丁目22の13
株式会社BTI
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字公文名小字案津366の一部、367の一部、368の一部、369の一部、372の一部、373から375まで、377の一部、466の2の一部、市有地
(関連区域)
府有地、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市字七日市387の6
株式会社住建ネット

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第4号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年5月10日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 業務の名称及び数量
令和6年度英語指導助手民間派遣業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府教育庁指導部高校教育課（京都府庁第3号館4階）
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日
令和6年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ハートコーポレーション
水戸市中央2丁目6番地10号 山詔ビル
- 5 落札金額
37,702,665円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年1月19日

正 誤

令和6年3月29日付け京都府公報第498号中次のとおり訂正

| ページ | 欄 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-------------|----------------|
| 198 | 左 | 下から12 | 平成4年告示第272号 | 平成4年京都府告示第272号 |